

記載例

(様式第2号) (第5条関係)

住宅宿泊事業実施方針

年 月 日

長野県知事 殿

住 所 松本市〇〇4-5-6

氏 名 民泊 太郎

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり住宅宿泊事業実施方針を定めました。

記

1 住宅宿泊事業に関する事項

(1) 住宅宿泊事業を営もうとする日数及び期間

ア 日数 (年間 100 日)

イ 期間 (7月1日 ~ 10月8日)

(2) 住宅宿泊管理業者への委託の有無

有 無

(3) 住宅宿泊管理業者の駐在場所

(有の場合) 松本市〇〇1-2-3

(4) 住宅宿泊管理業者の駐在場所から届出住宅までの移動方法及び所要時間

(有の場合) 【移動方法】自動車 【所要時間】15分

2 本人確認

(1) 本人確認の方法

対面 その他 (例: テレビ電話を使用する)

(2) 引き続き7日以上宿泊する場合の確認の頻度及び方法

2日に1回宿泊者と面会する。

(3) 宿泊者名簿の備付場所

届出住宅 その他 (例: 住宅宿泊管理業者の事務所)

3 鍵の受渡し

対面 住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所

4 衛生の確保に関する事項

(1) 宿泊定員及び宿泊者1人当たりの居室の床面積

5人 3.3㎡/人

(2) 清掃の頻度

浴室は毎日、宿泊室は宿泊者が入れ替わるごとに実施

(3) 浴室の概要

ア 浴槽の形態 (入換式 循環式)

イ 使用する水 (水道水 その他 (例: 井戸水、温泉水))

ウ 浴槽水の入換え (1日1回以上 その他 (例: ろ過器を使用するため週1回))

(4) (1)から(3)までのほか、衛生の確保を図るための措置

- ・寝具のシーツ、カバー等は宿泊者が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替える。
- ・ダニやカビ等が発生しないよう除湿を心がけ、定期的に清掃、換気等を行う。等

5 安全の確保に関する事項

(1) 非常用照明器具の設置

設置済み 未設置 (設置予定時期 年 月)

設置対象外

(2) 避難経路の表示方法

避難経路を表示したプレートを居室の扉に掲示する。

(3) 避難場所に関する情報提供の内容

××公園、○○大学グラウンド

6 外国人宿泊者への対応に関する事項

(1) 設備の使用方法の説明内容

- ・浴室の利用時間は、16時から23時、翌朝6時から翌朝10時まで。備付のアメニティは自由に使用可。
- ・寝具は、必ずシーツを敷いて使用すること。 等

(2) 移動のための交通手段の説明内容

【最寄り駅への経路】

(徒歩の場合) 住宅の前の道路を東へ進み、3つ目の信号を右折した後、2つ目の信号を左折し、約200メートル直進する。(約20分)

(バスの場合) 住宅前の道路を西へ進み、約100メートル地点にある○○バス停から△△行バスに乗車する。(約5分)

【利用可能な交通手段】 ○○電鉄、□□バス、タクシー等

(3) 災害時の通報連絡先の説明内容

○○消防署 : 電話 111-222-3333

□□警察署 : 電話 444-555-6666

△△総合病院 : 電話 777-888-9999

(4) 外国人宿泊者への説明方法

口頭 書面の備付け その他 (例: タブレットの使用)

7 生活環境の悪化防止に関する事項

(1) 騒音の防止のために講ずる措置の内容

大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、楽器を使用しないこと 等

(2) 火災の防止のために講ずる措置の内容

ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、消火器の使用方法等

(3) (1)及び(2)についての宿泊者への説明方法

口頭 書面の備付け その他(例:タブレットの使用)

8 ごみの適正な処理に関する事項

(1) ごみ処理の方法

市のごみ処理施設に搬入する、産業廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託する 等

(2) 宿泊者への説明内容

住宅内の指定した収集場所に分別して捨てること。

9 苦情及び問合せに対応する体制の内容

・深夜早朝問わず、常時、電話対応し、必要に応じて届出住宅に出向く。

・宿泊者の行為により苦情が発生した場合に、当該宿泊者に対して注意等を行っても改善されない場合は、退室を求める等、必要な対応を講じる。

(備考) のある欄は、該当する内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、()内に具体的内容を記入すること。